公益財団法人岐阜県スポーツ協会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙３）代表理事　田口　義隆　様

**当法人と役員等との関係、役員等の欠格事由等確認書**

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | 回答(いずれかに○印を付す) |
| １　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第１７７条において準用する同法第６５条第１項第３号関係（評議員においては、同法第１７３条第１項において準用する同法第６５条第１項第３号関係）次のイからヘまでのいずれかの事由により、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者イ　法人法の規定に違反したこと。ロ　会社法の規定に違反したこと。ハ　民事再生法第２５５条、第２５６条、第２５８条から第２６０条まで又は第２６２条の罪を犯したこと。ニ　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第６５条 、第６６条、第６８条又は第６９条の罪を犯したこと。ホ　会社更生法第２６６条 、第２６７条、第２６９条から第２７１条まで又は第２７３条の罪を犯したこと。ヘ　破産法第２６５条 、第２６６条、第２６８条から第２７２条まで又は第２７４条の罪を犯したこと。 | 該当　する | 該当　しない |
| ２　法人法第１７７条において準用する同法第６５条第１項第４号関係（評議員においては、同法第１７３条第１項において準用する同法第６５条第１項第４号関係）　　上記１に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） | 該当　する | 該当　しない |
| ３　法人法第１７７条において準用する同法第６５条の２第１項関係（評議員においては、同法第１７３条第１項において準用する同法第６５条の２第１項関係）成年被後見人であり、かつ、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得ていない。 | 該当　する | 該当　しない |
| ４　法人法第１７７条において準用する同法第６５条の２第２項関係（評議員においては、同法第１７３条第１項において準用する同法第６５条の２第２項関係）被保佐人であり、かつ、その保佐人の同意を得ていない。 | 該当　する | 該当　しない |
| ５　法人法第１７７条において準用する同法第６５条の２第３項関係（評議員においては、同法第１７３条第１項において準用する同法第６５条の２第３項関係）被保佐人であり、かつ、その保佐人が民法第８７６条の４第１項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合であって、その被保佐人の同意を得ていない。 | 該当　する | 該当　しない |
| ６　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第５条第１０号関係当法人の理事、監事及び評議員並びにその候補者（以下「役員等」という。）と次のイからへのいずれかの関係にある。イ　役員等に配偶者又は３親等内の親族がいる。ロ　役員等のうちのいずれかの者と、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある。ハ　役員等のうちのいずれかの者の使用人となっている。ニ　ロ又はハに該当しないが、役員等のうちのいずれかの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している。ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者である。ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、その者と生計を一にしている。 | 該当　する | 該当　しない |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ７　認定法第５条第１１号関係(1) 　自身が他の団体（公益法人を除く。）において次のイからハまでのいずれかに該当し、かつ、役員等のうちに同じ団体で次のイからハまでのいずれかに該当する者がいる。イ　理事ロ　使用人ハ　理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員(2)　次に掲げる団体等においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である。イ　国の機関ロ　地方公共団体ハ　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人ニ　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人ホ　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人ヘ　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１項第８号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。） | 該当　する | 該当　しない |
| ８　認定法第６条第１号イ関係公益法人が第２９条第１項又は第２項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの | 該当　する | 該当　しない |
| ９　認定法第６条第１号ロ関係次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者イ　認定法に違反したこと。ロ　法人法に違反したこと。ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項の規定を除く。）に違反したこと。ニ　刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２第１項、第２２２条又は第２４７条の罪を犯したこと。ホ　暴力行為等処罰に関する法律第１条、第２条又は第３条の罪を犯したこと。ヘ　国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、又はこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと。 | 該当　する | 該当　しない |
| 10　認定法第６条第１号ハ関係禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 | 該当　する | 該当　しない |
| 11　認定法第６条第１号ニ関係暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者 | 該当　する | 該当　しない |

　　※上記６及び７については、当協会役員就任にあたっての欠格事由にあたるものではありませんが、役員全体の占める割合において制限があるため確認するものです。

以上、全て相違ありません。

令和　　年　　月　　日

氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞